

令和5年度

佐野市のほいく



佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市

佐野市こども福祉部保育課

TEL 0283-20-3038 (直通)

FAX 0283-24-2708

もくじ

もくじ	1
就学前の児童のための教育・保育施設について、保育が必要となる事由	2
保育の利用について、保育時間	3
主な保育事業	4
給食、利用調整について、広域入所について	6
保育料・給食費について	7
令和5年度保育料月額表	11
保育園等一覧	12
佐野市保育所まっふ	15
よい保育施設の選び方 10か条	18
各保育園等の概要	19
伊勢山保育園、よねやま保育園	20
あづま保育園、あさぬま保育園	21
大橋保育園、たぬま保育園	22
くずう保育園、風の子保育園	23
大栗保育園、飛駒保育園	24
救世軍佐野保育園、とちのみ堀米保育園	25
馬門鏡もち保育園、はなな保育園本園	26
さのぶどうの樹保育園、にじの森保育園	27
認定こども園あかみ幼稚園・メイプルキッズ	28
認定こども園こばと、認定こども園育成館幼稚園	29
洗心幼稚園認定こども園、認定こども園犬伏幼稚園	30
認定こども園佐野たちばな幼稚園、認定こども園明星幼稚園	31
認定こども園呑竜幼稚園、認定こども園愛育幼稚園	32
はなな保育園なのはなハウス、ひよりキッズホーム	33
はなな保育園ひまわりハウス、あいおい保育園	34
北総警保育センターまもるーむ佐野、ニチイキッズ佐野新都市保育園	35
呑竜クローバー保育園、はなな保育園たんぽぽハウス	36
あそぬま城くるみ保育園、はなな保育園すみれハウス	37
呑竜こどものまち保育園、きらめ☆キッズ保育園	38
ほいくえんのいちにち	39
利用者支援事業「みらい」	40



就学前の児童のための教育・保育施設について

佐野市には、幼児教育や保育を行う施設として、次のものがあります。

施設	保育認定	対象年齢	施設の概要
幼稚園	不要	満3～5歳児	幼稚園は、就学前の子どもに幼児教育を行う「学校」です。放課後や夏休み、冬休みの期間中には、預かり保育を利用することができます。
認可保育所	要	0～5歳児	保護者の就労や疾病などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童を保育する施設です。
認定こども園	不要	(幼稚園部分) 満3～5歳児	保育と幼児教育を一体的に行う施設で、教育を希望する満3歳以上の児童については保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。保育を必要とする児童については、保育所と同様に保護者の就労や疾病などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合に利用することができます。
	要	(保育所部分) 0～5歳児※ ¹	
地域型保育事業	小規模保育事業(A型)※ ²	要 0～2歳児	保護者の就労や疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難な0歳から2歳までの児童を保育する定員19人以下の施設です。
	事業所内保育事業	要 0～2歳児	会社内や事業所内等で、従業員の子どもと、保護者の就労や疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難な地域の子どもの保育を一緒に行う施設です。

※¹ 幼稚園型認定こども園の保育所部分では、対象年齢が2歳児または3歳児からとなります。

※² 小規模保育事業にはA、B、C型があり、A型とは、保育所の配置基準より1名以上多く職員を配置し、保育に従事する職員が全員「保育士資格」を有する施設をいいます。佐野市内の小規模保育事業を行う施設はすべてA型に該当します。

これらの施設では、家庭や地域社会とともに、子どもたちが健康で、安全に、心豊かな生活を送れるような環境づくりをし、その中で子どもの心と体の発達を図ります。

保育が必要となる事由

お子さんが保育園等（認可保育所、認定こども園(保育利用)、地域型保育事業所をいいます）へ入園できるのは、保護者の方が次のような事由によりお子さんを保育できない場合です。

- ①就労（外勤、自営業、農業、内職など）
- ②妊娠・出産
- ③保護者に疾病・障がいがある場合
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害の復旧にあたっている場合
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨育児休業中に、既に保育を利用している子どもが継続して保育を利用する必要がある場合
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

保育の利用について

保育を利用するには子ども・子育て支援新制度における2号・3号認定※のうち「保育標準時間認定」もしくは「保育短時間認定」のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定を受けた後に「保育が必要となる事由」が変更となった場合や必要量の変更を希望する場合は、園を通じて申請を行い、認定を変更する必要がありますので、すみやかに園にお伝えください（育児休業や求職活動など保育短時間認定しか受けられない事由もあります）。

認定は毎月1日付での変更となり、月途中での変更はできません。休園や退園についても月ごとの取り扱いとなります。

また、認定を受けるための証明内容に不正（虚偽）が認められた場合は、入所を取り消すことがあります。

※子ども・子育て支援新制度における認定区分

2号認定…満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども

利用可能施設：保育園、認定こども園（保育所部分）

3号認定…満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども

利用可能施設：保育園、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業

保育時間

保育を利用できる最長時間は、保育標準時間認定の場合は11時間、保育短時間認定の場合は8時間ですが、これを超えて延長保育を行っている施設もあります。ただし、この時間の範囲内で、就労などで真に保育が必要な時間のみ利用できます。

<市立保育園>

○保育標準時間認定の場合

7:30	18:30	19:30
保育利用可能時間（11時間） (7:30～18:30) *就労等の実態にあわせた利用		延長保育

○保育短時間認定の場合

7:30	8:30	16:30	19:30
延長保育	保育利用可能時間（8時間） (8:30～16:30) *就労等の実態にあわせた利用		延長保育

※実際の保育時間については、施設により状況が異なります。利用時間によっては延長保育料がかかる場合がありますので、保育園等一覧(12～14ページ)および各施設に確認してください。

主な保育事業

I 延長保育

保護者の就労形態の多様化、勤務・通勤時間の増加等に伴う保護者の保育時間延長の要望に応えるため、保育必要量の認定ごとの最長の保育時間を超えて保育を行っています。

なお、保育必要量の認定の区分によって、延長保育の利用時間は異なります。

<市立保育園>

	保育短時間認定	保育標準時間認定
最長保育時間	(平日) 8：30～16：30 (土曜) 7：30～14：00	(平日) 7：30～18：30 (土曜) 7：30～14：00
延長保育の利用時間 (平日)	7：30～ 8：30 16：30～18：30 16：30～19：30 ※	18：30～19：30 ※

※ 大橋保育園、たぬま保育園で実施

各施設により利用可能時間が異なりますので、保育園等一覧(12～14 ページ)の開園時間を参考にしてください。

II 乳児保育

乳児（0歳児）の保育を実施しています。

産休明けから	私立保育園	風の子
	小規模保育事業	ひよりキッズホーム、ニチイキッズ
生後3か月以上	小規模保育事業	あいおい、まもるーむ佐野
	市立保育園	伊勢山、よねやま、あづま、あさぬま、大橋、たぬま、くずう
	私立保育園	大栗、飛駒、救世軍、とちのみ堀米、馬門鏡もち、はなな保育園本園、さのぶどうの樹、にじの森
生後6か月以上	認定こども園	メイプルキッズ、こばと、育成館、洗心、犬伏、たちばな、明星
	小規模保育事業	なのはなハウス、ひまわりハウス、春龍クローバー、たんぽぽハウス、くるみ、すみれハウス、春龍こどものまち
	事業所内保育事業	きらめ☆キッズ

III 一時保育

<市立保育園>

一時保育は、保育施設を利用していない児童のための一時的な保育です。

対象児童	1 保護者の短時間・断続的労働等により、家庭での保育が困難となる児童 2 保護者の傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由により、一時的に保育が必要となる児童
対象年齢	生後6か月以上の就学前児童
実施園	市立保育園7園
実施期間	5月～翌年3月
実施日	月曜日～金曜日 (祝日、12/29～1/3は除く。)
実施時間	8：30～17：00 ※週3日を限度とします。
利用料	1日 1,500円 半日(4時間以内) 750円 給食費(希望する場合) 400円
定員	1園当たり 保育可能な人数 ※園の定員や行事等により利用できない場合もあります。

私立の保育園等でも一時保育を実施しています。詳しくは保育園等一覧(12～14ページ)をご覧ください。

IV 体調不良児対応保育

通所している児童について、保育中に微熱を出すなど体調不良となり緊急的な対応を必要とする場合、保護者が迎えに来るまでの間、病児保育室で看護師が対応します。

実施園	たぬま保育園、飛駒保育園、救世軍佐野保育園、 洗心幼稚園認定こども園
-----	---------------------------------------

※体調不良児対応保育は緊急的な対応であり、病気の児童を長時間にわたって保育するものではありません。体調を崩した場合には、通常の保育と同様に保護者の方へ連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。

V すこやか保育

心身の発育・発達に個別の支援を必要とする児童については、専任の保育士の配置が可能な園で対応します。対象児童は、佐野市の嘱託医等が入所可能と認めた児童です。

なお、すこやか保育を希望する場合は、事前に保育課にご相談ください。

VI 子育て支援センター

子育て中の親子が集まる憩いの場です。実施している施設ごとに、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座の実施など様々な子育て支援事業を行っています。

※このほかに、私立幼稚園や認定こども園でも未就園児の親子教室等を実施しています。

給 食

乳幼児期の子どもにとって「食事」を通してみんなで楽しむことや、様々な食材にふれる等の経験を積み重ねることは、子どもの五感を豊かにし、心身を成長させます。保育園等の給食を通して、成長に必要な栄養を取り入れ、食事のおいしさ、楽しさを感じ、食事のマナーを身に着けていきます。

また、毎月予定献立表を配布し、給食の展示を行っており、保育園の食事内容をお知らせすることで、家庭での食事作りへつなげています。

利用調整について

利用調整とは、2号認定、3号認定を受けたお子さまの入所（利用）にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた書類や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所などの受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

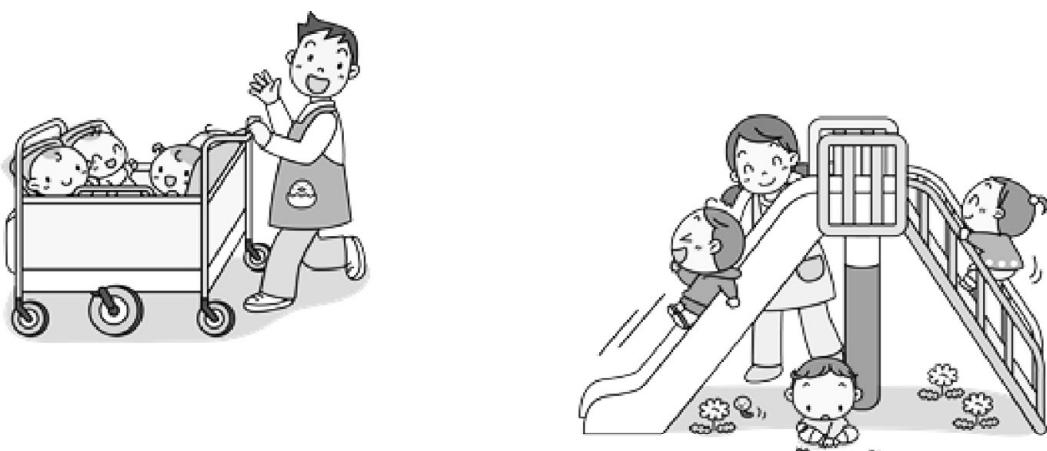
広域入所について

○ 広域入所（受託）

佐野市外の住民の方が、佐野市に勤務先があり、通勤や送迎による事情から、佐野市の保育施設を利用したい場合は、お住まいの自治体からの申込み（協議）が必要です。申込みの際は、お住まいの自治体の保育関係課にご相談ください。

○ 広域入所（委託）

佐野市の住民の方が、通勤や送迎による事情から、市外の保育施設を利用したい場合は、佐野市から当該自治体への申込み（協議）が必要となります。利用を希望する自治体へ入所申込締切日と必要書類を確認した上で、佐野市保育課へ申込みをしてください。



保育料・給食費について

I 算定について

保育料

佐野市において保育給付認定を受けた0～2歳児が、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合、佐野市の基準により利用者負担額（以下、保育料）を決定します。

（1） 対象課税年度

令和5年度の保育料については、次により算出します。

・令和5年4月から令和5年8月までは保護者の令和4年度の市町村民税所得割額

・令和5年9月から令和6年3月までは保護者の令和5年度の市町村民税所得割額

※市町村民税所得割額は市県民税の納税通知書や特別徴収税額通知書に記載されています。

参考に8ページに市県民税通知書の例を掲載しています。

（2） 算定の対象

保育料は、保護者の住宅借入金控除・寄付金控除・配当金控除等を差し引く前の市町村民税所得割額に応じて算出します。

○市町村民税の申告が済んでいない世帯の保育料について

正当な理由なく、市町村民税の申告が済んでいない世帯の保育料については、階層区分の最高額の保育料で一度算定となります。入園が決定した児童の保護者の方で、市町村民税の申告がお済みでない場合は、すみやかに申告手続きを行ってください。

○家庭状況・税額等に変更がある場合

婚姻や離別、または世帯員が増減したときや収入の修正申告による市町村民税額の変更等が生じたときは、保育料が変更となることがあります。

該当される場合は、すみやかに保育園または保育課まで報告と申請をお願いします。

※申請を受付した月の翌月からの適用となり、原則、さかのぼっての適用にはなりません。

「家計の主宰者」が父母以外の場合の保育料の算定について

家計の主宰者とは生計を維持するうえで中心となる人のことです。

保育料の算定では、対象園児と生計を同じくする父母の市町村民税所得割額を基本としますが、父母以外に実態から家計の主宰者がいる場合は、その方の市町村民税所得割額を保育料の算定の対象に加えます。住民登録上、別世帯であっても関係なく、実態で判断します。例えば、対象園児または父母が祖父母等の市県民税や健康保険等の被扶養者になっている場合や、父母それぞれの収入またはひとり親の母（父）の収入が103万円以下の場合などが対象となります。

給食費

3歳児クラス以上の認可施設（認可保育所・認定こども園）では、施設ごとに決められたごはん代（「主食費」といいます）とおかず代（「副食費」といいます）を合わせた給食費を、通園先の園に支払います。

II 納入方法について

保育料 (0歳児クラス～2歳児クラス)

(1) 市立保育園および私立保育園

保育料の納入は、佐野市指定金融機関からの「口座振替」※となりますので、入園が決定した方は口座振替依頼書の提出をお願いします。

また、当月分の保育料はその月末（末日が休日の場合は、翌月の最初の平日です。）に振替となります。

(2) 認定こども園・地域型保育事業所

保育料の納入は、各施設に直接納めます。施設ごとの納入方法に従って納入してください。

給食費 (3歳児クラス～5歳児クラス)

(1) 市立保育園

給食費の納入は、佐野市指定金融機関からの「口座振替」※となりますので、入園が決定した方は口座振替依頼書の提出をお願いします。通帳には事務手続き上、「ホイクリョウ」と記帳されます。

また、当月分の給食費はその月末（末日が休日の場合は、翌月の最初の平日です。）に振替となります。

(2) 私立保育園・認定こども園

給食費の納入は、各施設に直接納めます。施設ごとの納入方法に従って納入してください。

※日座振替目に振替ができないかった場合

再度の口座振替はできませんので、後日お渡しする納付書で指定金融機関または保育課でお支払いください。(市立保育園に限り、園での支払も可能です。)

※市県民税通知書の例

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書											
給 与	給与収入	* ***	***	主たる給与	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	支 出 額
	給与所得(所得金額 調整)	* ***	***	以外の合計							
その他の所得計											
総所得金額① * * * * * *											
市町村標準											
市町村標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											
道府県標準											

III 軽減制度について (令和5年8月現在)

保育料

○国が実施している保育料軽減制度

- (1) 対象施設を利用している小学校就学前児童が2人以上いる世帯
【保育料】 対象施設を利用している児童を上から順に数えて
 2人目・・・半額 3人目以降・・・無料
 <対象施設> 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所 など
- (2) 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合 (保護者と生計が同一であること)
【保育料】 第2子・・・半額 第3子以降・・・無料
- (3) ひとり親世帯や身体障害者手帳等を所持の在宅障がい児(者)のいる世帯で、
 世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合 (保護者と生計が同一であること)
【保育料】 第2子以降・・・無料
- (4) 世帯の市町村民税額が非課税の場合 (保護者と生計が同一であること)
【保育料】 無料

○栃木県や佐野市独自の保育料軽減制度

※在園中は別途申請が毎年必要となります。

- (1) 同一の世帯内に18歳未満の児童(※)が2人以上いる世帯
 第2子以降の児童が認可保育所や認定こども園、地域型保育事業を利用している場合
【保育料】 無料
ただし、保育料や市税に滞納がある世帯は対象外です。

※18歳になる年度末までの児童

ただし、保護者が扶養する大学生等は22歳になる年度末まで、保護者が扶養する障がい者は20歳になる年度末まで児童に含めることができます。



給食費

次のいずれかの条件に当たる方は、副食費が無料になります。

- ・世帯の市町村民税所得割額が 57,700 円未満の場合
- ・ひとり親世帯や身体障害者手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）のいる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が 77,101 円未満の場合
- ・同一の世帯内に 18 歳未満の児童（※）が 3 人以上いて、園児が第 3 子以降の児童にあたる場合

※18 歳になる年度末までの児童

ただし、保護者が扶養する大学生等は 22 歳になる年度末まで、保護者が扶養する障がい者は 20 歳になる年度末まで児童に含めることができます。

※0 歳から 2 歳の児童の給食費（主食費+副食費）については、保育料に含まれています。

IV その他（保育認定ではない園児に対する無償化の取り扱い）

○幼稚園等の預かり保育を利用する児童

幼稚園等（幼稚園および認定こども園の幼稚園部分）の教育時間の利用に加え、預かり保育を利用される場合、「保育の必要性の認定」を受けられた方は、その月の利用日数×日額 450 円を上限に預かり保育の利用料が無償となります。

- ◆ 原則、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。
- ◆ 「保育の必要性の認定」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
 - ・3 歳以上…新 2 号認定
 - ・非課税世帯の満 3 歳児…新 3 号認定

○認可外保育施設等を利用する児童

認可保育所等を利用できず、認可外保育施設等を利用される場合で、かつ、「保育の必要性の認定」を受けられた方は、3 歳から 5 歳までの児童は月額 37,000 円まで、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の児童は月額 42,000 円までの利用料が無償となります。

- ◆ 「保育の必要性の認定」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- ◆ 市への確認申請等の手続きを行った施設が対象です。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

- ◆ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間を設けます。

令和5年度保育料月額表

(令和5年4月現在)

0～2歳児 保育の提供を受ける場合

単位：円

各月初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
各月初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料（利用者負担額）	
階層	世帯の定義	標準時間認定	短時間認定
1	生活保護世帯等	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)	8,100 (3,100)	7,900 (3,100)
4	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	13,000 (5,000)	12,700 (4,900)
5	48,600円以上 77,200円未満 (ひとり親世帯等)	22,400 (6,700)	22,000 (6,500)
6	77,200円以上 97,000円未満	26,000	25,500
7	97,000円以上 121,000円未満	34,000	33,300
8	121,000円以上 145,000円未満	37,200	36,500
9	145,000円以上 169,000円未満	38,800	38,000
10	169,000円以上 200,000円未満	45,800	44,900
11	200,000円以上 250,000円未満	48,600	47,600
12	250,000円以上 301,000円未満	53,200	52,100
13	301,000円以上 349,000円未満	57,600	56,400
14	349,000円以上	59,800	58,600

- 1 市町村民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額をいいます。
- 2 階層区分については、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から3月までは当年度の市町村民税の額により決定します。
- 3 次のいずれかに該当する世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）のうち、階層区分の3から5のいずれかに該当する世帯については（ひとり親世帯等）に掲げる額とします。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳（栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第1条に規定する療育手帳をいう。）の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金の給付を受けている者の属する世帯
 - (7) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者の属する世帯
- 4 前項3に該当する世帯で、生計を一にする子どもが2人以上いる場合の保育料の額は、第1子の年齢に関わらず園児が第2子以降に該当するときは、無料となります。
- 5 階層区分の3から5まで（階層区分5にあっては、所得割額が57,700円未満に限る。）に該当する世帯において生計を一にする子どもがいる場合の保育料は、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 6 階層区分5から14まで（階層区分5は、所得割額が57,700円以上の世帯）に該当する世帯で、同一の世帯に小学校就学前の子どもが2人以上同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校の幼稚部に就学し、若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の保育料は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

保育園等一覧

認可保育所(市立)

	園名	利用定員	所在地/電話	乳児保育対応月齢	開園時間※ ¹	標準時間	すこやか	一時保育	休日保育	体調不良児対応	子育て支援	利用者支援
①	伊勢山保育園	84	相生町 207-1 ☎ 22-1378	6か月~	7:30~18:30	標準時間 7:30~18:30	○	○				
②	よねやま保育園	84	米山南町 40 ☎ 23-2620	6か月~			○	○				
③	あづま保育園	84	上羽田町 829-1 ☎ 23-0775	6か月~			○	○				
④	あさぬま保育園	126	浅沼町 573-8 ☎ 85-8220	6か月~	7:30~19:30	標準時間 7:30~18:30	○	○		○	○	
⑤	大橋保育園※ ²	88	赤坂町 303-2 ☎ 22-2412	6か月~			○	○				
⑥	たぬま保育園	120	戸室町 692 ☎ 62-0312	6か月~		短時間 8:30~16:30	○	○	○	○		
⑦	くずう保育園	84	葛生東 1-15-20 ☎ 85-2119	6か月~	7:30~18:30		○	○				

※¹ 土曜日は標準時間、短時間とも 7:30~14:00 となります(よねやま保育園のみ 7:30~18:30)。

※² 大橋保育園は建て替えに伴い、令和5年4月から、旧赤坂保育園で保育しています。

認可保育所(私立)

	園名	利用定員	所在地/電話	乳児保育対応月齢	開園時間	標準時間	すこやか	一時保育	休日保育	体調不良児対応	子育て支援	利用者支援
⑧	風の子保育園	90	高萩町 1319-1 ☎ 23-7086	産休明け~	7:00~19:00 (土曜日) 7:00~18:00	7:00~18:00	○	○			○	
⑨	大栗保育園	90	犬伏下町 2424-1 ☎ 20-5255	6か月~		7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30	○				○	
⑩	飛駒保育園	40	飛駒町 3937 ☎ 66-2654	6か月~	7:00~19:00	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○		○		
⑪	救世軍佐野保育園	110	浅沼町 182 ☎ 22-4081	6か月~	7:00~19:00 (土曜日) 7:00~18:00 (休日保育) 8:00~18:00	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○	○	○	
⑫	とちのみ堀米保育園	90	堀米町 990-1 ☎ 24-7572	6か月~	7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30	7:30~18:30 8:30~16:30	○	○				

	園名	利用定員	所在地/電話	乳児保育 対応月齢	開園時間	標準時間	すこやか	一時保育	休日保育	体調不良児対応	子育て支援
						短時間					
⑬	馬門鏡もち保育園	78	馬門町 1449-1 ☎ 25-8980	6か月~	7:30~19:00	7:30~18:30	○	○			
						8:30~16:30					
⑭	はなな保育園本園	80	田之入町 927-1 ☎ 55-6555	6か月~	7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
⑮	さのぶどうの樹保育園	90	石塚町 540-3 ☎ 25-2180	6か月~	7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
⑯	にじの森保育園	83	植下町 1227-1 ☎ 85-9333	6か月~	7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					

認定こども園(私立) ※定員は、保育利用定員

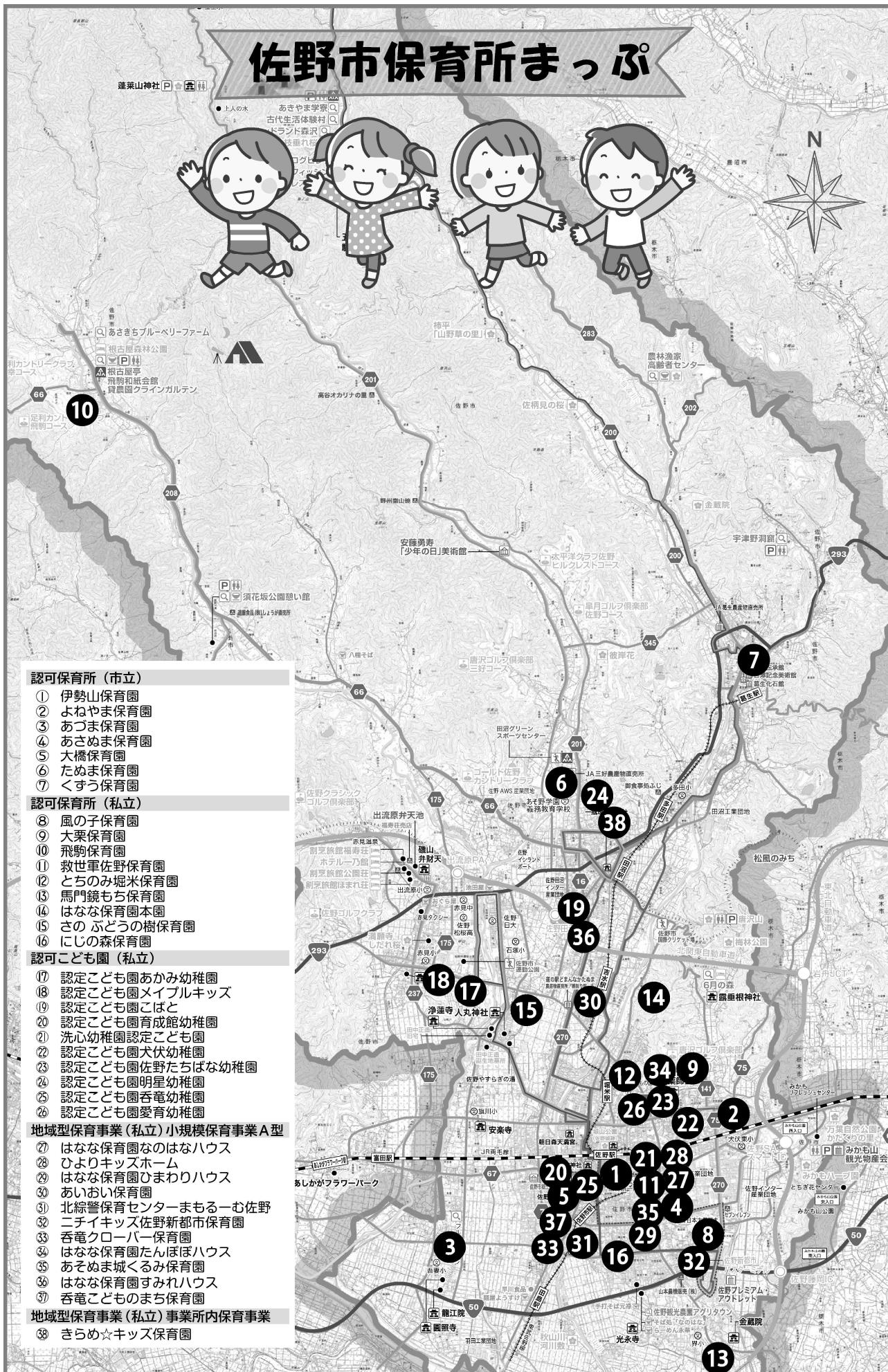
	園名	利用定員	所在地/電話	乳児保育 対応月齢	開園時間	標準時間	すこやか	一時保育	休日保育	体調不良児対応	子育て支援
						短時間					
⑰	認定こども園あかみ幼稚園	90	赤見町 2041 ☎ 25-0103	-	7:30~18:30 6か月~	7:30~18:30	○	○		○	
						9:00~17:00					
⑲	認定こども園こばと	100	田沼町 38-3 ☎ 62-0846	6か月~	7:30~19:00 (土曜日) 7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
㉑	認定こども園育成館幼稚園	90	大町 2989 ☎ 22-0407	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
㉒	認定こども園洗心幼稚園	80	久保町 38-1 ☎ 21-1155	6か月~	7:00~19:00 ※土曜日閉園	7:30~18:30	○		○		
						8:30~16:30					
㉓	認定こども園犬伏幼稚園	110	犬伏下町 1779-1 ☎ 22-4766	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
㉔	認定こども園佐野たちばな幼稚園	80	堀米町 513 ☎ 23-6262	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
㉕	認定こども園明星幼稚園	66	田沼町 1557-3 ☎ 61-1105	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	○				
						8:30~16:30					
㉖	認定こども園呑竜幼稚園	45	大祝町 2312-1 ☎ 27-0051	-	7:30~18:30	7:30~18:30	○		○		
						8:30~16:30					
㉗	認定こども園愛育幼稚園	20	堀米町 275 ☎ 22-2506	-	7:30~18:30 ※土曜日閉園	7:30~18:30					
						8:30~16:30					

地域型保育事業(私立) 小規模保育事業A型

	園名	利用定員	所在地/電話	乳児保育対応月齢	開園時間	標準時間	連携施設
						短時間	
(27)	はなな保育園 なのはなハウス	12	浅沼町 742 ☎ 85-8711	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園明星幼稚園 認定こども園佐野たちはな幼稚園
						8:30~16:30	
(28)	ひよりキッズホーム	12	富岡町 1429 ☎ 21-5355	産休明け~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園育成館幼稚園
						8:30~16:30	
(29)	はなな保育園 ひまわりハウス	19	浅沼町 58-2 ☎ 55-5377	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園佐野たちはな幼稚園
						8:30~16:30	
(30)	あいおい保育園	12	吉水駅前2丁目3-12 ☎ 55-5055	3か月~	8:00~19:00	8:00~19:00	認定こども園明星幼稚園
						9:00~17:00	
(31)	北総警保育センター まもるーむ佐野	19	植上町 1308-1 ☎ 86-7111	3か月~	7:30~19:00 (土曜日) 7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園あかみ幼稚園
						9:00~17:00	
(32)	ニチイキッズ 佐野新都市保育園	19	高萩町 1337-2 ミネルバS 1階 ☎ 27-0020	産休明け~	7:30~19:00	7:30~18:30	洗心幼稚園認定こども園 認定こども園犬伏幼稚園
						8:00~16:00	
(33)	春竜クローバー 保育園	17	赤坂町 970-8 ルピナス6・7号 ☎ 55-9039	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園春竜幼稚園
						8:30~16:30	
(34)	はなな保育園 たんぽぽハウス	19	堀米町 504-1 ☎ 55-8885	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園佐野たちはな幼稚園
						8:30~16:30	
(35)	あそぬま城 くるみ保育園	19	浅沼町 146-5 ☎ 25-8900	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	とちのみ堀米保育園
						8:30~16:30	
(36)	はなな保育園 すみれハウス	19	吉水町 1139-1 ☎ 55-5731	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園あかみ幼稚園
						8:30~16:30	
(37)	春竜こどものまち 保育園	19	赤坂町 303-2 ☎ 55-7708	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園春竜幼稚園
						8:30~16:30	

地域型保育事業(私立) 事業所内保育事業 ※()は地域枠定員

	園名	利用定員	所在地/電話	乳児保育対応月齢	開園時間	標準時間	連携施設
						短時間	
(38)	きらめ☆キッズ 保育園	19 (5)	田沼町 1832-1 ☎ 62-5111	6か月~	7:30~18:30	7:30~18:30	認定こども園明星幼稚園
						8:30~16:30	



認可保育所（市立）

①伊勢山保育園



佐野中央地域

②よねやま保育園



佐野東部地域

③あづま保育園



佐野西部地区

④あさぬま保育園



佐野中央地域

⑤大橋保育園



佐野中央地域

⑥たぬま保育園



田沼地域

⑦くずう保育園



葛生地域



認可保育所（私立）

⑧風の子保育園



佐野東部地域

⑨大栗保育園



佐野東部地域

⑩飛駒保育園



田沼地域

⑪救世軍佐野保育園



佐野中央地域

⑫とちのみ堀米保育園



佐野中央地域

⑬馬門鏡もち保育園



佐野東部地域

⑭はなな保育園本園



佐野中央地域

⑮さのぶどうの樹保育園



佐野西部地域

⑯にじの森保育園



佐野中央地域

認定こども園（私立）

⑯認定こども園 あかみ幼稚園 佐野西部地域



⑰認定こども園 育成館幼稚園 佐野中央地域



⑯認定こども園 佐野たちはな幼稚園 佐野中央地域



⑰認定こども園 愛育幼稚園 佐野中央地域



⑱認定こども園 メイプルキッズ 佐野西部地域



⑲認定こども園 こばと 田沼地域



⑳認定こども園 犬伏幼稚園 佐野東部地域



㉑認定こども園 明星幼稚園 田沼地域



地域型保育事業（私立） 事業所内保育事業

㉒認定こども園 吞竜幼稚園 佐野中央地域



㉓きらめ☆キッズ保育園 田沼地域



地域型保育事業（私立） 小規模保育事業A型

㉔はなな保育園 なのはなハウス 佐野中央地域



㉕あいおい保育園 田沼地域



㉖吞竜クローバー保育園 佐野中央地域



㉗はなな保育園 すみれハウス 田沼地域



㉘ひよりキッズホーム 佐野東部地域



㉙北緯警保育センター まもるーむ佐野 佐野中央地域



㉚はなな保育園 たんぽぽハウス 佐野中央地域



㉛吞竜こどものまち保育園 佐野中央地域



㉜はなな保育園 ひまわりハウス 佐野中央地域



㉝ニチイキッズ 佐野新都市保育園 佐野東部地域



㉞あそぬま城 くるみ保育園 佐野中央地域



よい保育施設の選び方 10か条

厚生労働省児童家庭局保育課通知より引用

1 まずは情報収集を

- ・ 市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう。

2 事前に見学を

- ・ 決める前に必ず施設を見学しましょう。

3 見た目だけで決めないで

- ・ キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう。

4 部屋の中まで入って見て

- ・ 見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。

5 子どもたちの様子を見て

- ・ 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう。

6 保育する人の様子を見て

- ・ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう。
- ・ 保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう。
- ・ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう。
- ・ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう。

7 施設の様子を見て

- ・ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう。
- ・ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう。
- ・ 陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう。
- ・ 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう。

8 保育の方針を聞いて

- ・ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう。
- ・ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう。
- ・ 連絡帳などの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう。

9 預けはじめてからもチェックを

- ・ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう。

10 不満や疑問は率直に

- ・ 不満や疑問があつたら、すぐに連絡してみましょう。誠実に対応してくれるでしょうか。